

改正

平成30年5月8日規則第25号

我孫子市景観条例施行規則

我孫子市景観条例施行規則（平成11年規則第42号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 景観形成基本計画（第3条—第8条）
- 第3章 景観計画区域内の景観形成（第9条—第16条）
- 第4章 景観づくり市民団体（第17条—第21条）
- 第5章 景観形成重要物（第22条—第25条）
- 第6章 我孫子市景観アドバイザー（第26条—第29条）
- 第7章 我孫子市景観審議会（第30条—第34条）
- 第8章 雑則（第35条・第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び我孫子市景観条例（平成18年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（条例第8条の規則で定める団体）

第2条 条例第8条の規則で定める団体は、次に掲げる団体とする。

- （1）独立行政法人都市再生機構
- （2）地方住宅供給公社

第2章 景観形成基本計画

（景観計画の策定等を提案できる団体）

第3条 条例第12条第3項の規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- （1）当該区域の景観形成の推進に資することが期待できること。
- （2）当該区域に係る住民その他利害関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

（地区景観形成協議会の認定申請）

第4条 条例第13条第2項に規定する地区景観形成協議会の認定に係る申請は、我孫子市地区景観形成協議会認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- (5) 構成員に関する事項
- (6) 会議に関する事項
- (7) 会計に関する事項

（地区景観形成協議会の認定要件）

第5条 条例第13条第2項に規定する地区景観形成協議会の認定の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 当該区域に土地又は建物を所有する者が、構成員の2分の1以上であること。
- (2) 当該区域の景観形成の推進に資することが期待できること。
- (3) 当該区域に係る住民その他利害関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

（地区景観形成協議会の認定通知）

第6条 市長は、条例第13条第2項に規定する地区景観形成協議会の認定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、我孫子市地区景観形成協議会認定通知書（様式第2号）又は我孫子市地区景観形成協議会不認定通知書（様式第3号）により代表者に通知するものとする。

（地区景観形成協議会の変更の届出）

第7条 地区景観形成協議会の代表者は、当該地区景観形成協議会の規約その他の事項について変更があったときは、速やかに我孫子市地区景観形成協議会変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（地区景観形成協議会の認定の取消し）

第8条 市長は、地区景観形成協議会が第5条各号に掲げる要件のいずれかを欠くと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、我孫子市地区景観形成協議会認定取消通知書（様式第5号）により当該地区景観形成協議会の代表者に通知するものとする。

第3章 景観計画区域内の景観形成

（事前協議申請の申請書及び添付図書）

第9条 条例第15条第2項に規定する申請書は、我孫子市景観計画区域内行為事前協議申請書（様式第6号）とする。

2 条例第15条第2項の規則で定める図書は、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書とする。

3 条例第15条第2項の規定にかかわらず、市長は、前項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（行為の届出等）

第10条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条に規定する届出書は、我孫子市景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第7号）とする。

（適用除外となる色彩の基準）

第11条 条例第17条第1項第3号及び第5号並びに第2項第2号及び第4号の規則で定める色彩の基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

（その他の規則で定める行為）

第12条 条例第17条第1項第10号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- （1）農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、当該農林漁業の実施に通常随伴する行為
- （2）鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する工作物の建設等
- （3）架空電線路用及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用の工作物の建設等

（身分を示す証明書）

第13条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第8号）とする。

（広告物の規模）

第14条 条例第19条の規則で定める規模は、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）により許可を必要とする広告物の表示又は掲出で、当該広告物の高さが4メートル以上のもの又は表示面積10平方メートルを超えるものとする。ただし、特定地区においては、千葉県屋外広告物条例により許可を必要とするすべての広告物の表示又は掲出とする。

（広告物の届出）

第15条 条例第19条の規定による届出をしようとする者は、千葉県屋外広告物条例に基づく許可の申請を行おうとする日の30日前までに、我孫子市景観計画区域内広告物表示（設置）等届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、別表第3の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

4 市長は、第1項の届出に基づく行為が景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、同項に規定する期間を経過する前であっても、千葉県屋外広告物条例に基づく許可の申請を受け付けることができる。

（助言及び指導）

第16条 条例第20条第4項の規則で定める期間は、法第16条第1項若しくは第2項又は条例第19条の規定による届出のあった日の翌日から起算して15日以内とする。

第4章 景観づくり市民団体

（景観づくり市民団体の認定申請）

第17条 条例第21条第2項に規定する認定の申請は、我孫子市景観づくり市民団体認定申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- （1） 規約
- （2） 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類
- （3） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 名称
- （2） 目的及び活動の内容
- （3） 事務所の所在地
- （4） 役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- （5） 構成員に関する事項
- （6） 会議に関する事項
- （7） 会計に関する事項

（景観づくり市民団体の認定要件）

第18条 条例第21条第3項に規定する景観づくり市民団体の認定の要件は、次のいずれにも該当す

ることとする。

(1) 景観形成基本計画に基づく景観形成の推進に資することが期待できること。

(2) 関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

(景観づくり市民団体の認定通知)

第19条 市長は、条例第21条第2項に規定する景観づくり市民団体の認定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、我孫子市景観づくり市民団体認定通知書（様式第11号）又は我孫子市景観づくり市民団体不認定通知書（様式第12号）により代表者に通知するものとする。

(景観づくり市民団体の変更の届出)

第20条 景観づくり市民団体の代表者は、当該景観づくり市民団体の規約その他の事項について変更があったときは、速やかに我孫子市景観づくり市民団体変更届出書（様式第13号）により市長に届け出なければならない。

(景観づくり市民団体の認定の取消し)

第21条 市長は、景観づくり市民団体が第18条各号に掲げる要件のいずれかを欠くと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により景観づくり市民団体の認定を取り消したときは、我孫子市景観づくり市民団体認定取消通知書（様式第14号）により当該景観づくり市民団体の代表者に通知するものとする。

第5章 景観形成重要物

(所有者等の同意)

第22条 条例第25条第2項に規定する所有者等の同意は、我孫子市景観形成重要物指定同意書（様式第15号）によるものとする。

(指定の通知)

第23条 条例第25条第3項に規定する通知は、我孫子市景観形成重要物指定通知書（様式第16号）によるものとする。

(景観形成重要物指定の告示)

第24条 条例第25条第3項に規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 建造物にあってはその名称、樹木にあってはその樹種

(3) 景観形成重要物の所在地

(4) 景観形成重要物の所有者の氏名及び住所

(5) 建造物にあつては指定の理由となつた外観の特徴、樹木にあつては指定の理由となつた樹容の特徴

(6) 建造物にあつては、条例第25条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

2 前項第6号に掲げる事項については、条例第25条第3項に規定する通知は、当該土地又は物件の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のものにより行うものとする。

(標識の設置)

第25条 条例第25条第3項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 建造物にあつてはその名称、樹木にあつてはその樹種

第6章 我孫子市景観アドバイザー

(景観アドバイザーの専門分野)

第26条 条例第31条に規定する景観アドバイザーは、都市計画、建築、造園、土木、造形又は色彩に関して専門的知識又は経験を有する者とする。

(職務)

第27条 景観アドバイザーは、次に掲げる事項に関し、景観形成の見地から情報の提供及び専門的助言を行うものとする。

(1) 公共施設の整備、改善等に関する事項

(2) 景観計画区域内における行為の届出をした者に対する助言又は指導に関する事項

(3) 景観形成重要物の所有者等に対する助言又は指導に関する事項

(4) 地区景観形成協議会及び景観づくり市民団体に対する技術的援助に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(守秘義務)

第28条 景観アドバイザーは、職務上知り得た情報及び内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解職)

第29条 市長は、景観アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 辞職を申し出たとき。

(2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えることができないと市長が認めるとき。

第7章 我孫子市景観審議会

(会長及び副会長)

第30条 条例第33条に規定する景観審議会に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を取りまとめ、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 景観審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 景観審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第32条 条例第34条第5項に規定する専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

2 専門部会に、部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、専門部会の会務を取りまとめ、専門部会の会議の経過及び結果を景観審議会に報告する。

4 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「景観審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第33条 景観審議会の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(運営)

第34条 この規則に定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、会長が景観審議会に諮って定める。

第8章 雑則

(公表の方法)

第35条 条例第35条第1項の規定による公表は、条例第19条若しくは法第16条第1項若しくは第2項の届出の際虚偽の届出をしたことが判明した者又は条例第20条第2項若しくは法第16条第3項の規定による勧告に従わない者の住所、氏名その他市長が必要と認める事項を記載した書面を我孫子市公告式条例（昭和30年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、広報及びこ及び市ホームページに掲載し、その他適切な報道手段により行うものとする。

(補則)

第36条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月8日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。